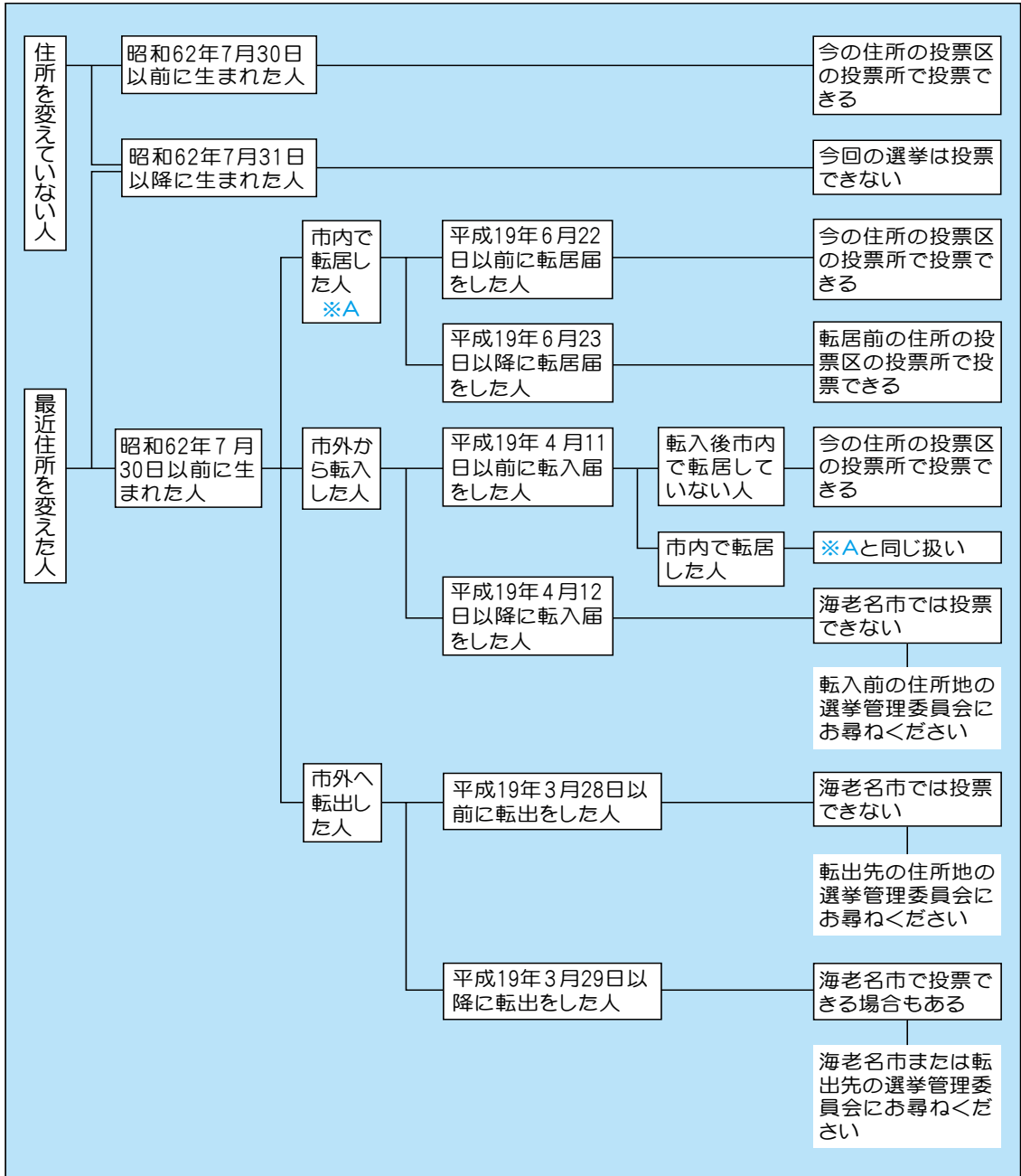


表 I 投票区一覽表

投票区名 投票所建物の名称	区 域
第1投票区 海老名中学校体育館	中央1丁目、中央2丁目1番、4番、5番、8番～10番 国分南1丁目1番～26番、国分南3丁目 勝瀬1番～10番
第2投票区 大谷中学校体育館	大谷116～586-2、1529、3126～3605-3、3605-5～3609、 3615～3870、4566-3、4567-5、4648～4688、 4704-3～4704-5、4706-3、4706-8、4712-1、4713～4768-1、 4768-15～4768-17、4771～4778、4780-3、4786-3、 4787～4898、4921、5018～5189
第3投票区 中新田小学校体育館	中新田1丁目～3丁目、中新田4丁目1番～7番、12番 ～23番、中新田5丁目1番～18番、24番～26番 大谷586-3、586-7～807
第4投票区 有鹿小学校体育館	河原口1～706、708、709、743～893、934～936、 946、947、950～955、973～976、1007～1015、 1252、1606～1608、2016～2499、2548～2565 上郷381～448、669～850、943、944、947 上郷1丁目、上郷2丁目
第5投票区 今泉小学校体育館	上郷622～667、851～942、945、946、948～1076 上郷3丁目 下今泉、下今泉1丁目、下今泉5丁目1番、9番、10番 上今泉1897-2、1922～1941、1967～1984、2000～2120 国分北1丁目1番～3番、7番～13番、24番～33番
第6投票区 上星小学校体育館	上今泉1丁目、上今泉4丁目、上今泉5丁目
第7投票区 柏ヶ谷小学校会議室	柏ヶ谷323、326～361、461～526、539～714、 851～997、1026～1151
第8投票区 有馬小学校会議室	中河内、上河内、杉久保2263～2622、2632～2720、 2731～2812、本郷
第9投票区 今泉中学校玄関ホール	上郷4丁目 下今泉2丁目～4丁目、下今泉5丁目2番～8番 上今泉1633～1897-1、1898～1908、1985～1997 上今泉2丁目、上今泉3丁目
第10投票区 社家コミュニティセンター	社家、今里 中新田4丁目8番～11番、中新田5丁目19番～23番
第11投票区 門沢橋コミュニティセンター	中野、門沢橋、門沢橋1丁目～6丁目

投票区名 投票所建物の名称	区 域
第12投票区 大谷小学校体育館	国分寺台1丁目 国分寺台2丁目1番～9番、12番～19番 浜田町、大谷3605-4、3611、3614、4348～4423、 4498～4565、4568～4593、4695～4703、4704-1、 4704-8、4705、4706-1、4706-4～4706-7、4707～4711、 4712-3、4768-3～4768-8、4768-12、4768-20、 4769、4779、4780-4～4780-8、4780-12、4780-14、 4783～4785、4786-1、4786-4
第13投票区 柏ヶ谷コミュニティセンター	東柏ヶ谷1丁目、東柏ヶ谷2丁目
第14投票区 東柏ヶ谷三丁目自治会館	東柏ヶ谷3丁目、東柏ヶ谷4丁目
第15投票区 ふたば愛子園	国分北1丁目4番～6番、14番～23番、34番～41番 国分北2丁目 国分北3丁目1番、2番、7番、8番11号～9番
第16投票区 青少年会館体育館	さつき町、河原口707、710～729、898～933、937～945、 948、949、956～972、977～1006、1016～1212、 1334～1355、1407～1415、中新田1～41 上郷451～621、1077～1113、1526～3998
第17投票区 国分寺台文化センター	国分寺台2丁目10番、11番、国分寺台3丁目～5丁目
第18投票区 東柏ヶ谷小学校体育館	東柏ヶ谷5丁目、東柏ヶ谷6丁目
第19投票区 杉本小学校体育館	国分北3丁目3番～6番、8番1号～10号、10番～39番 国分北4丁目、柏ヶ谷1～322、365～456、 527～537、538-1、717～785、上今泉6丁目
第20投票区 杉久保コミュニティセンター	杉久保1～2262、2623～2631、2721～2730 大谷4902、4906、4907、4975-2
第21投票区 国分コミュニティセンター	国分南1丁目27番、28番、国分南2丁目、国分南4丁目 望地1丁目、望地2丁目
第22投票区 市役所附属棟会議室	中央2丁目2番、3番、6番、7番、11番、12番 中央3丁目、勝瀬83～249 河原口1304～1307、1309、1310、1313～1333、 1356～1387、1508～1550、1561、1564、1565、 1568～1575、1581、1582、1585、1586、1589～1605 大谷1～109、115、808～816、3871～4066 中新田376～540

表Ⅱ あなたの投票は？



今回の選挙で投票できる方は、次の条件に該当し、海老名市の選挙人名簿に登録されている方です。

- ① 日本国籍を有している
- ② 昭和62年7月30日以前に出生している
- ③ 平成19年4月11日以前に本市に転入届をして、引き続き3カ月以上住所を有している
- ④ 公職選挙法で定める選挙権を有しない者についての規定に該当しない

※表Ⅱ参照

投票できる方は

郵便等で行う不在者投票

※投票済証明書の発行をご希望の方は、投票所の係員に申し出てください。

次の事由に該当する方は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。この場合、事前に市選挙管理委員会に申請して証明書の交付を受けてください。

ア身体障害者手帳をお持ちで、障害の程度が次の①③に該当する方

①両下肢、体幹、移動機能障害：1級・2級 ②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸の障害：1級・3級 ③免疫の障害で1級・3級

イ戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の①・②に該当する方

①両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症 ②内臓機能の障害が特別項症から第3項症

ウ介護保健法で要介護の認定を受けていて、被保険

者証に要介護状態区分が要介護5であると記載されている方

なお、郵便等投票証明書をお持ちで、身体障害者手帳に記載されている障害の程度が、上肢もしくは視覚の障害の程度が1級である方は、代理人が本人に代わって記載する「代理記載が認められています。ご希望の方は、選挙管理委員会事務局までお問合せください。

郵便等投票証明書の申請および投票用紙の請求は、市選挙管理委員会へ、7月25日(水)までに行ってください。